

4月の無料相談

※祝日は除きます。

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	8日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	16日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	10日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	1日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	15日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
税務相談	7日・14日・21日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
女性の ための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11日(土)	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	10日・24日(金)		

消費生活センター ぐらしの豆知識

☎消費生活センター (☎8233・3928)

賃貸住宅を退去する際の注意点は？

《事例》5年間住んだ賃貸アパートを退去することになった。契約時に家賃1か月分、8万円の敷金を預けている。家賃の滞納はない。契約書面には、退去時に借主負担で部屋のクリーニングや壁紙の張り替えを行う特約が記載されている。敷金は返してもらえないか。

《アドバイス》賃貸物件の明け渡しに際して、借主には原状回復義務が生じ、契約時に交わした契約書面に記載された特約についても有効とされています。敷金は、滞納などがない限りは全額返金されるのですが、原状回復費用を負担する場合は敷金で精算されることとなります。

原状回復義務については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省のホームページで閲覧可能)において考え方を示しています。ガイドラインによれば、借主は、借主の故意、過失により発生した損害については復旧する必要がありますが、通常の居住、使用による劣化については復旧する必要はないとされています。また、借主が復旧を行うべき場合でも、経過年数に応じた負担をすればよく、きれいに清掃されれば、ハウスクリーニング費用を負担する必要はないとされています。

退去にあたっては、事前に契約書面を確認するとともに、必ず立ち合いをして賃貸物件の状況を貸主側と一緒に確認するようにしましょう。修理代やクリーニング代を請求され、請求内容に納得がいけない場合は、ガイドラインを参考にしてお話ししましょう。話し合いが難しい場合には、民事調停や少額訴訟で解決することも一つの方法です。

詳しくは、消費生活センターにご相談ください。

国土交通省「原状回復をめぐる

トラブルとガイドライン」はこちら

